

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

## 進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和2年11月20日(金)
	午前9時00分から午前9時32分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(13人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第 3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第 4 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 5 専 決 報 告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	
3. 現況証明願	
日程第 6 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
日程第 7 そ の 他	
6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 礪川湧生である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、令和2年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 8番 加藤博由委員 議席番号 9番 伊藤里海委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1517 1379"> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>決定第8号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請	4件	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請	5件	決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	4件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	12件		2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	8件		3. 現況証明願	3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	6件		2. 農地改良届出書	1件
議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請	4件																							
議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請	5件																							
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	4件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	12件																							
	2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	8件																							
	3. 現況証明願	3件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	6件																							
	2. 農地改良届出書	1件																							
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件について審議をお願いします。なお、議案番号 5 番については、総会規則第 1 7 条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号 5 番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、議案番号 5 番 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成 5 年に愛西市古瀬町内で設立され、自動車の販売、整備、修理、レンタル業を営んでおります。その後は少しずつ経営状況が良い状態になってきたため、販売車両やレンタル車両を今以上に増やしたいと考えました。現在の営業所はこれ以上のスペース確保は難しく、付近の市街化区域で探しましたが適切な面積の売地がありませんでした。それ以外の区域を探していたところ、申請地の所有者より譲ってもよいと話をもらい、営業所と一体利用ができるため最適であると判断しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、露天駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、1 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 5 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>

会長	<p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>続きまして、議案番号 1 番から 4 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成 4 年より愛西市と稲沢市にて主として総合建物解体工事業、土木工事業を営んでおります。現在の資材置場は稲沢市にありますが、昭和 40 年代から 50 年代の建物の解体が増えてきたことなどから、空のコンテナや残土を置く場所が、さらに必要になってきました。本社近くで利用できる土地を探しましたが、なかなか適した土地を見つけることができず、ようやく申請地を見つけることができました。隣接地に農地はなく、近隣耕作地への影響もありません。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて子 2 人と 3 人で生活しております。現在の自宅の駐車スペースは荷物を置くスペースを除くと 1 台分しかありません。そのスペースも隣接地に住む父のデイサービスの送迎車が入り出すため、そのたびに自家用車を路上に移動していました。また、子が運転をするようになり、車両が増えるため、駐車場を確保する必要が出てきました。幸い、現在住んでいる住所地の隣地を譲ってもらえることとなり、今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成元年より愛西市善太新田町にて冷凍機器、空調機器の取付け、販売および整備を行っております。コロナ禍でも受注状況は順調であり、取引先はスーパーや各種倉庫、工場内で使用する冷凍、空調機器で、大型のものが多く保管場所に苦慮しております。また、工場の駐車場スペースも不足しております。そんな折、隣接地を譲ってもらえることとなり、他の農地への影響も少ないことから、駐車場兼資材置場の最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場兼資材置場を設置する計画です。</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成 20 年より中古車、車両パーツ販売業を営んでおり、順調に事業を拡大し、現在に至っております。稲沢市に自宅兼事務所、愛西市立石町、岐阜県養老郡養老町などに車両置場や車両パーツ置場を設置し事業を展開しておりますが、養老町の車両置場として借りていた土地を返却することになりました。そこで新たな車両置場が必要になり、適した土地を探していたところ、現在使用している立石町の隣接した土地の所有者より譲ってもよいと話をもらい、一体利用ができるため車両置場として最適であると判断しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、車両置場を設置する計画です。</p>

事務局	<p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号1番から4番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請1番から4番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第8号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から4番、全体筆数は17筆、面積は10,954.55㎡でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、4名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。愛知県知事同意は2020年10月28日、愛知県農業振興基金同意は2020年10月29日、公告年月日は2020年11月30日、契約開始年月日は2020年12月1日となっております。権利の内容は、すべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第8号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、6件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>



会長

(発言なし)  
宜しいでしょうか。  
それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時32分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年11月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 8番委員 加 藤 博 由

議事録署名者

議席番号 9番委員 伊 藤 里 海